

消費税・地方消費税をめぐる最近の動向

「中期プログラム」(抜粋) (平成20年12月24日閣議決定)	所得税法等の一部を改正する法律 (平成21年法律第13号) 第104条附則	民主党政案集 INDEX (抜粋)	全国知事会	全国市長会	本県スタンス
<p>2. 税制抜本改革の基本的方向性</p> <p>(3) 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額がいわゆる確立・制度化された年金、医療及び介護の社会保障給付と少子化対策に充てられることを予算・決算において明確化した上で、消費税の税率を検討する。</p> <p>(7) 地方税制については、地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討する。</p>	<p>第104条 平成20年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、<u>遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。</u></p> <p>三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。</p> <p>七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討する。</p>	<p>消費税改革の推進</p> <p>消費税に対する国民の信頼を得るために、その税収を決して財政赤字の穴埋めには使わないということを約束した上で、国民に確実に還元することになる社会保障以外に充てないことを法律上も会計上も明確にします。</p> <p><u>具体的には、現行の税率5%を維持し、税収全額相当分を年金財源に充当します。</u>将来的には、すべての国民に対して一定程度の年金を保障する「最低保障年金」や国民皆保険を担保する「医療費」など、最低限のセーフティネットを確実に提供するための財源とします。</p> <p>税率については、社会保障目的税化やその用途である基礎的社会保障制度の抜本的な改革が検討の前提となります。<u>その上で、引き上げ幅や用途を明らかにして国民の審判を受け、具体化します。</u></p>	<p>全国知事会第19回地方税制等小委員会 (H21.10.5)</p> <p>「平成22年度税制改正等に関する提案」より抜粋</p> <p>◎地方分権改革に対応した地方税財源の確保・充実</p> <p>(2)偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築</p> <p>地方の自主性を高めるためには、地方税源の充実を図ることが必要であるが、その際には、地域間の財政力格差に留意し、偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築に取り組むべきである。</p> <p>今後、確実に増嵩が見込まれる医療、福祉等の社会保障や教育、警察、消防といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に供給していくためには、<u>税収が安定的な地方消費税を引き上げる必要がある、そのための議論を行うべきである。</u></p> <p>また、地方消費税は地方の固有財源であり、消費税が地方交付税の原資となっていることなどから、<u>地方消費税を含めた消費税の全額を年金等の社会保障財源に充てることは、地方として容認できるものではない。</u></p>	<p>「都市税財源の充実確保に関する提言・重点要望」 (H21.11.20) より抜粋</p> <p>2. 地方税等自主財源の充実強化</p> <p>(2) (略) 税制改革を実施するに当たっては、都市自治体がこれらの行政サービスを迅速かつ確に提供できるよう自主一般財源を充実確保する観点から、<u>地方消費税の拡充を含め、偏在性が少ない安定的な地方税体系を構築すること。</u></p>	<p>○ 地方消費税の税率の引き上げの必要性</p> <p>① 国の財源不足も深刻な状況であることから、地方消費税の「<u>充実</u>」(税源移譲)を求めめるのではなく、<u>消費税・地方消費税の税率の引き上げを主張していくべき。</u></p> <p>② 地方消費税は、比較的景気の影響が少ないだけでなく、偏在性が小さいなど、地方の基幹税としてふさわしい。</p>
<p><臨時国会(平成21年11月17日)></p> <p>○佐々木(憲)委員</p> <p>171通常国会で成立をいたしました所得税法等の一部を改正する法律というのがあります。その附則に、附則104条というのがあります。その中には、「遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。」と記されております。(略)2年後に増税法案を提出するというこの規定は、内閣の立場からいけば大変矛盾する規定でありまして、(略)この部分、修正する必要があるかと思っておりますが、財務大臣、どのようにお考えでしょうか。</p> <p>○藤井財務大臣</p> <p>私は、決して他の党がやったからとは言いません。法律である以上は、あらゆる人間がそれに従うというふうを考えておりますが、できれば修正するのが筋だと思っております。</p> <p>○佐々木(憲)委員</p> <p>それでは、2年の前に、つまりその時期に来る前に当然修正を内閣として提案するということだと確認をいたしました。</p>					